



# 鳥取県公報

令和8年2月10日(火)  
第9763号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（41）（企業支援課）	2
	土砂災害警戒区域の指定（3件）（42～44）（治山砂防課）	2
	土砂災害警戒区域の指定の変更（3件）（45～47）（〃）	3
	土砂災害特別警戒区域の指定（3件）（48～50）（〃）	5
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更（51）（〃）	6
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（3件）（52～54）（〃）	7
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（55）（西部総合事務所県民福祉局）	8
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（56）（〃）	9
	開発行為に関する工事の完了（57）（西部総合事務所環境建築局）	9
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧（まちづくり課）	9
	保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）	10
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）	11
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）	11
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（原子力安全対策課）	12

## 告示

### 鳥取県告示第41号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターサンアイ境港店 境港市竹内団地105

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行 米子市福市1714-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

変更前 株式会社サンアイ 代表取締役 松原 史明

変更後 株式会社サンアイ 代表取締役 佐藤 宏行

4 変更年月日

令和5年6月18日

5 届出年月日

令和8年1月27日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和8年2月10日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

### 鳥取県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域の名称

宗像5（I-1620）、宗像6（I-1621）、大谷町1（I-1622）、大谷町2（I-1623）、長砂町1（II-3790）、宗像7（II-3791）、上淀2（II-3797）、新山4（II-3798）、新山5（II-3799）、陰田町1（II-3800）、上安曇6（II-3801）、東山町（II-3803）

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

南部町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域の名称

倭2（II-3681）、清水川（II-3682）、東上20（II-3685）、八金1（II-3795）、金山1（II-3796）

- 4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域の名称

長山3（II-3686）、真野3（II-3687）、福居9（II-3688）、福居10（II-3689）、二部5（II-3690）、二部6（II-3691）、福岡25（II-3692）、添谷2（II-3792）、根雨原4（II-3793）、莊3（II-3794）、上野2（II-3802）

- 4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

米子市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

西原i (I-2-26-32-7)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

米子市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

酒屋側地区 (I-873)、尚徳地区 (I-881)、榎原5地区 (II-3680)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

南部町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

岡の谷山 (I-1-3-28-10)、上サコ川 (I-1-3-28-21)

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

## 区域の変更に係るもの

武王谷川（I-1-3-39-24）、足谷川（II-1-3-39-2）、焼杉1（II-1-3-39-45）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

伯耆町

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

焼杉3地区（II-3551）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

鳥取県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

## 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

米子市

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## 3 土砂災害特別警戒区域の名称

宗像5（I-1620）、宗像6（I-1621）、大谷町1（I-1622）、大谷町2（I-1623）、長砂町1（II-3790）、宗像7（II-3791）、上淀2（II-3797）、新山4（II-3798）、新山5（II-3799）、陰田町1（II-3800）、上安曇6（II-3801）、東山町（II-3803）

## 4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

鳥取県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

## 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

南部町

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

倭2(II-3681)、清水川(II-3682)、東上20(II-3685)、八金1(II-3795)、金山1(II-3796)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子国土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第50号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

長山3(II-3686)、真野3(II-3687)、福居9(II-3688)、福居10(II-3689)、二部5(II-3690)、二部6(II-3691)、福岡25(II-3692)、添谷2(II-3792)、根雨原4(II-3793)、莊3(II-3794)、上野2(II-3802)

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子国土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第51号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

1(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称

伯耆町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

焼杉1(II-1-3-39-45)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

- 2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

伯耆町

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

焼杉3地区（II-3551）

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- (5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 鳥取県告示第52号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

- 1(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

米子市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

西原i（I-2-26-32-7）

- 2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

米子市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

榎原5地区（II-3680）

一部について指定を解除するもの

酒屋側地区（I-873）、尚徳地区（I-881）

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第8号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第53号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

南部町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

上サコ川（I-1-3-28-21）

一部について指定を解除するもの

岡の谷山（I-1-3-28-10）

- 4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県国土整備部河川港湾局治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第54号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

伯耆町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

武王谷川（I-1-3-39-24）、足谷川（II-1-3-39-2）

---

### 鳥取県告示第55号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月10日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社みど り薬局	株式会社みど り薬局	米子市両三柳 3288-5	令和8年1月20日	令和7年10月31日	居宅療養管理 指導

**鳥取県告示第56号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月10日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社みど り薬局	株式会社みど り薬局	米子市両三柳 3288-5	令和8年1月20日	令和7年10月31日	介護予防居宅 療養管理指導

**鳥取県告示第57号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年2月10日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

## 1 開発許可の年月日及び番号

令和7年12月25日 鳥取県指令第202500235762号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市財ノ木町字中灘

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市観音寺新町五丁目11-10

安井 拓海、安井 美帆

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

## 1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路1・4・2号南北線

鳥取都市計画道路3・2・2号福部伏野線

鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線

鳥取都市計画道路3・4・5号丸山浜坂線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鳥取都市計画道路1・4・2号南北線

追加する部分

鳥取市大楠、鳴、徳尾、徳吉、五反田町、安長、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、賀露町、南隈、晚稻、江津、浜坂、山城町及び覚寺

(2) 鳥取都市計画道路3・2・2号福部伏野線

変更する部分

鳥取市千代水三丁目、千代水四丁目、浜坂、山城町及び覚寺

(3) 鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線

変更する部分

鳥取市徳尾

(4) 鳥取都市計画道路3・4・5号丸山浜坂線

変更する部分

鳥取市江津

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市幸町71）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

令和8年2月10日から同月24日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）山根甚六、矢部慶一、沢田吉太郎、花木榛一及び矢部秀藏の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平井伸治

1 通知の題名 保安林の指定予定について

2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示（令和8年1月9日付鳥取県告示第2号）の内容

（告示の内容）

(1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町用呂字五反田1331、字下山1347、1356の1から1356の3まで、字家平山1399、字八東谷1416、1417、字蔵田1439、1451、1452、1461、1468、字丸尾1542の2

(2) 指定の目的

水源の涵養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年2月10日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	令和8年3月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年2月10日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

- (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年3月9日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	5人
令和8年3月23日 午後1時から午後	"	"	"	"

4時まで				
------	--	--	--	--

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年3月3日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合 する実包	5人
令和8年3月10日 午前10時から午後 2時30分まで	"	"	"	"
令和8年3月17日 午前10時から午後 2時30分まで	"	"	"	"
令和8年3月24日 午前10時から午後 2時30分まで	"	"	"	"
令和8年3月31日 午前10時から午後 2時30分まで	"	"	"	"

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあっては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあっては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 14,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月10日

鳥取県知事 平 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

可搬型エアシェルタ及び付帯設備 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 納入期限

入札説明書による。

### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の物品の消防・防災用品に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年2月12日（木）正午までに原則としてとつとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部原子力安全対策課

電話 0857-26-7974

電子メール genshiryoku-anzen@pref.tottori.lg.jp

### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

### (3) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月10日（火）から同年3月2日（月）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月10日（火）から同年3月2日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

#### イ 交付場所

（1）に同じ。

### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和8年3月23日（月）午後2時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。入札の回数は6回までとする。

#### イ 場所

（1）に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

（1） 入札書は、調達案件の名称並びに入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第4回」、「第5回」及び「第6回」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」、「第3回」、「第4回」、「第5回」及び「第6回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

（2） 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年3月2日（月）正午までに郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3） 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### （1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### （2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合にお

いて、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

## 8 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Portable inflatable tents, etc., 2 sets

(2) 2026-03-02 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-03-23 14:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-03-23 12:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Nuclear Power Safety Division, Crisis Management Department, Tottori Prefectural Government 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7974